

七
五

政 第 八 号

案 起

昭和十四年四月三日

定 決

昭和十四年四月三日

行 施

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 **五**

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

別紙日本社会党送付

日米安全保障条約改定交渉即時中止に關する申入書

右供覧

裏面白紙

申入書



今回自民党が決定した日米安保条約改定要綱は日本の自主性をた
めると称しているが、実際には左の理由によつて、むしろ日本自らが
進んで相互防衛（軍事同盟）を強化するものであり将来沖縄を環とし
て一方的な日・韓・台・米軍事体制にくみ入れられ、日中関係をまず
まず打開困難な事態においこみ、かくてますます軍事的隷属性を強め
る危険性があるから、このさい改定交渉は即時中止されたい。

No. 569
34.4.17

總理秘書室

「即ち方針三に「わが方も極力憲法の許す範囲において果すべき責務
を果す」と明言したが、憲法改正を基本目標としている自民党政
府は、すでに自衛隊の増強、海外派兵の解釈において憲法をふみに
つていから、結局果すべき共同防衛の責務のみがこゝでは明確に
未されることとなる。しかも、今日の内外情勢においては核戦争
まきこまれる恐さをもつている。

要綱は新条約の適用範囲を「日米全領域に及ぶとの立場をとり、
さらに日本の施政権のない地域は将来返還されれば「自動的に条約
区域に組み入れられる」としている。これは沖縄・小笠原を日・台・
韓・米の共同防衛地域にすることを意図すると同時に、また将来日ソ
平和条約締結のさい、南千島列島の日本返還があつた場合これも防
衛地域となることを意味し、対ソ交渉を著るしく困難とするもの
である。さらに対中国関係をさらに悪化するおそれもある。

三また要綱は従来の「内乱への米軍出動」を「間接侵略」という字句
を改め、さらに範囲を拡大して米軍の内政干渉を許している。これ
は自主性をたかめるところか、隷属を再確認したものである。

かゝる新条約をさらに十年も結ぶといふことは、激変しつゝある世
界の平和情勢のもとにあつて、日本国民の忍耐しうるところではない。
すでに自民党内の有力者のなかゝらも、国の前途を憂慮して反対論、
慎重論が湧き上つているとき、国会終了直后選挙のさわざにまぎれて
改定調印を強行しようとするのは巧かつなる非民主的行為と云はざ
るを得ない。速かに国民大多数の反対と論にもとずいて、改定交渉を
即時打切るべきである。

一九五九年四月十五日

内閣總理大臣

岸 信 介

殿

日本 社 会





千代田区永田町

首相官邸

内閣総理大臣 岸信介 殿

千代田区永田町二丁目四番地
日本社会党本部

裏面白紙